

林業労働力対策事業実施要領

第1 趣旨

補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9条）及び林業労働力対策事業補助金交付要綱（平成2年7月25日付2林政第91号林務部長通知。以下「要綱」という。）に基づいて実施する補助事業は、別に定めのあるもののほか、この要領により実施する。

第2 定義

- 1 「支援センター」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき指定されている長野県林業労働力確保支援センターをいう。
- 2 「林業関係団体」とは、支援センター、森林組合連合会、森林整備法人又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）、造林業、育林業若しくは素材生産業を営む者等の林業関係者で組織する団体をいう。
- 3 「林業事業体」とは、県内で林業を行っている個人事業主、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等をいう。
- 4 「林業就業者」とは、山林用苗木の植栽、林木の保育・保護又は林木からの素材生産を行う者をいう。
- 5 「意欲と能力のある林業経営者」とは、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により公表された民間事業者をいう。
- 6 「育成経営体」とは、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知3(2)）に基づき選定された育成経営体をいう。
- 7 「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の規定により改善措置の計画の認定を受けた事業主をいう。

第3 事業の内容

- 1 この事業は、次の区分及び実施主体により実施する。

事業区分		補助事業者		
区分	細目			
(1) 森林整備担い手育成確保総合対策事業	① 担い手確保対策事業	支援センター		
	② 林業事業体支援事業			
	③ 支援センター推進事業			
(2) 高性能林業機械導入推進事業		支援センター		
(3) 林業就労条件整備促進事業	① 林業労働者雇用条件整備事業	支援センター		
	② 林業労働者健康増進事業			
(4) 林業労働災害防止対策事業	① 林業労働災害防止対策事業	林業・木材製造業労働災害防止協会 (以下「林災防」という。) 長野県支部		
			ア ゼロ災推進指導事業	
			イ 労働安全衛生対策セミナー実施事業	
			ウ 蜂毒災害防止講習会実施事業	
			エ 一人親方等特殊健診受診促進事業	
	オ 安全管理指導専門家養成事業			
	② 林業安全指導体制強化対策事業		支援センター	
	③ 安全な林業技術普及事業			ア 林業技能検定受験支援
				イ 事務経費

(5) 信州の森林で働く人材確保推進事業	① 林業移住支援	支援センター
	② 林業キャリアスタート支援	
	③ 事務経費	
(6) 林業労働力緊急確保対策事業	① 林業労働力緊急確保対策奨励事業	支援センター
	② 中途採用定着促進事業	
	③ 事務経費	
(7) 林業労働力活用促進対策事業	① 林業労働力マッチング支援事業	林業関係団体
	② 主伐・再造林条件整備事業	
(8) 多様な林業の担い手確保育成事業	① 新規就業者確保促進支援	支援センター
	ア 就業準備金	
	イ 兼業及び就業前体験等受入れ支援	
	② 林業認知度向上対策	
	③ 安全福利厚生対策	
	ア 安全福利厚生対策	
	イ 新規参入資格取得支援	
	④ 事務経費	
⑤ 林業創業支援	林業事業体	

2 対象要件

補助事業者が対象とする者は、次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県税の滞納がないこと。
- (2) 次に該当する者でないこと。
 - ア 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体
 - イ 政治的な活動を目的とする団体
- (3) その他要領別紙に定める者であること。
- (4) 長野県が実施する林業事業体等調査に回答、又は、新たに林業生産活動を行い次年度の林業事業体等調査に協力する者であること

3 事業の実施等

要領別紙1から要領別紙9までに定めるものとする。

第4 早期着手

- 1 事業主体は、原則として補助金交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき
- (2) 事業の実施に長期間を有するとき
- (3) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき

- 2 事業主体は早期着手を必要とするときは、別記様式15による林業労働力対策事業早期着手協議書に、第5第2項の事業内容、区分による事業計画書を付して知事に提出し協議する。

- 3 知事は、第2項の協議があり、第1項のただし書に該当し、適当と認めるときは、次の条件を付して別記様式16により同意する。

- (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

第5 補助金交付の申請

- 1 補助事業者は、補助金の内示があったときは、速やかに別記様式1による林業労働力対

策事業補助金交付申請書を知事に提出する。

ただし、補助事業者は、申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計欄に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

なお、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。この場合において、補助事業者は、第 10 の規定による報告をするものとする。

- 2 要綱第 4 第 2 項に規定する関係書類のうち、収支予算書は別記様式 3、事業計画書は次表の区分による様式による。

事業区分	様式
森林整備担い手育成確保総合対策事業	別記様式 4-1 による
高性能林業機械導入推進事業	別記様式 4-2 による
林業就労条件整備促進事業	別記様式 4-3 による
林業労働災害防止対策事業（林業労働災害防止対策事業）	別記様式 4-4 による
林業労働災害防止対策事業 （林業安全指導体制強化対策事業・安全な林業技能普及事業）	別記様式 4-5 による
信州の森林で働く人材確保推進事業	別記様式 4-6 による
林業労働力緊急確保対策事業	別記様式 4-7 による
林業労働力活用促進対策事業	別記様式 4-8 による
多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援除く）	別記様式 4-9 による
多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援）	別記様式 4-10 による

- 3 知事は、第 1 項の補助金交付申請書の内容を審査し適当と認める場合は、別記様式 17 により、補助金の交付を決定するものとする。

第 6 事業の変更承認申請等

1 重要な変更

要綱第 5 第 1 項及び第 2 項の規定による申請は、次の各号に定める書類により行うものとし、添付する関係書類は第 5 第 2 項に準じる。

- (1) 補助金の変更を伴う変更
林業労働力対策事業変更交付申請書（別記様式 5）
- (2) 補助金の変更を伴わないもの
林業労働力対策事業変更承認申請書（別記様式 5）
- (3) 要綱第 5 第 1 項の事業細目の中止、廃止、又は要綱第 5 第 2 項の完了期限の延長
林業労働力対策事業（中止、完了期限延長）申請書（別記様式 7）

2 軽微な変更

要綱第 5 第 1 項及び第 2 項の重要な変更以外の軽微な変更は、別記様式 6 の林業労働力対策事業計画変更報告書により知事に報告する。

なお、補助金の減額を伴う変更をしようとするときは、前項第 1 号に準じて承認を受けることができる。

第 7 補助金交付申請の取下げ

要綱第 6 の林業労働力対策事業補助金交付申請取下書は、別記様式 8 による。

第 8 状況報告

要綱第 7 の状況報告は、別記様式 9 の林業労働力対策事業遂行状況報告書によるものとし、報告の時期は知事が別途通知する。

なお、高性能林業機械導入推進事業について、高性能林業機械購入の契約が完了したと

きは、補助事業者は速やかに別記様式 10 の林業労働力対策事業契約報告書を知事に提出する。

第 9 実績報告

- 1 要綱第 8 第 1 項の林業労働力対策事業実績報告書は、別記様式 2 による。
なお、要綱第 8 第 2 項に規定する関係書類のうち、収支精算書は別記様式 3、事業実績書は第 5 第 2 項の表の事業区分ごとに定めた様式による。
- 2 知事は、前項の書類の提出があったときは、調査員を指定するものとする。
- 3 調査員は、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
 - (1) 予算書及び決算書
 - (2) 会計簿及び補助簿
 - (3) 契約、支払い関係書類
 - (4) その他必要と認められる書類
- 4 調査員は、前項の調査を行ったときは、調書を作成し、知事に報告する。
- 5 知事は、第 3 項の調査結果が適当と認められたときは、別記様式 19 により補助金の額の確定を行う。

第 10 消費税仕入控除税額の報告

- 1 第 5 第 1 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 2 第 5 第 1 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式 20）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。
また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

第 11 補助金交付の請求

要綱第 9 の林業労働力対策事業補助金交付（概算払）請求書は別記様式 11 による。

なお、概算払いの請求額は、必要に応じて補助金相当額の全額とすることがをできるものとする。

ただし、高性能林業機械導入推進事業については、事業の出来高が 60 パーセント未満の場合にあっては交付決定額の 50 パーセント以内の額、事業の出来高が 60 パーセント以上の場合にあっては出来高に対応する補助金相当額の 90 パーセント以内の額とする。また、多様な林業の担い手確保育成事業のうち、林業創業支援については、概算払いはできないものとする。

第 12 財産処分

- 1 要綱第 10 第 1 項の林業労働力対策事業補助金財産処分承認申請書は、別記様式 12 による。

(要領)

- 2 補助事業者は、前項の申請について知事から承認を受け財産を処分したときは、別記様式 13 による林業労働力対策事業補助金財産処分報告書を知事に提出する。
- 3 知事は、前項の報告に基づき補助金の返還が必要なときは、その返還を命じる。

第 13 機械施設等の管理

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械施設等を常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に即し効率的かつ安全確保に配慮した運用を図る。
- 2 補助事業者は、機械施設ごとに管理規定を定めて、適正な管理運営を行うとともに、管理の現状を明確にするための資産台帳、利用状況を明確にするための使用日誌及び利用実績表等を整備する。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得した機械施設等に事業名及び補助事業者名を表示する。

第 14 災害報告

- 1 補助事業者は、天災その他の事故により補助事業により取得した機械施設等が被災にあったときは、遅滞なく知事に報告する。
- 2 補助事業者は、被災を受けた機械施設等を「農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）等により復旧の措置を講じる。

第 15 高性能林業機械導入の達成状況報告等

補助事業者は、事業計画における目標値の達成状況について、別に定める高性能林業機械導入推進事業実施要領第 19 に定めるものを準用するものとする。また、提出については、林業労働力対策事業達成状況報告書（別記様式 14）により知事に提出する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、令和 2 年度の補助金から適用する。

(適用期日)

- 1 この要領は、令和 5 年度の補助金から適用する。

(適用期日)

- 1 この要領は、令和 6 年度の補助金から適用する。

(適用期日)

- 1 この要領は、令和 7 年度の補助金から適用する。(適用期日)
- 1 この要領は、令和 8 年度の補助金から適用する。

要領別紙 1

森林整備担い手育成確保総合対策事業

第1 趣旨

支援センターが実施する、林業の新規就業者の確保対策及び林業事業体の雇用改善並びに当該財団の職員の人件費等に対し助成を行う。

第2 事業の内容等

森林整備担い手育成確保総合対策事業の区分ごとの事業内容及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 担い手確保対策事業

(1) 事業内容

- ア 林業への新規就業を促進するための広報活動、就職説明会の開催等
- イ 林業就業支援地域アドバイザー等の巡回による林業事業体への雇用条件、就労環境等の改善指導及び相談等

(2) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(3) 補助対象経費

人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、会場借料等

2 林業事業体支援事業

(1) 事業内容

- ア 支援センターが実施する求人拡大の要請活動、雇用条件等の事業体情報の収集、就業規則の策定及び改正等の指導、雇用改善及び事業合理化を促進するための研修会及び支援センター運営協議会等の実施
- イ 高性能林業機械の普及及び適正かつ効率的な使用のための機械化アドバイザー活動
- ウ 高性能林業機械の操作指導等

(2) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(3) 補助対象経費

人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、燃料費、会場借料等

3 支援センター推進事業

(1) 事業内容

1及び2の事業並びに林業労働力の確保の促進を図るために必要な活動を行うため、事務所を設置し、運営する。

(2) 補助率

支援センターの長の人件費 10分の10以内
支援センターの経理を担当する職員の人件費 10分の6以内
その他の経費 10分の5以内

(3) 補助対象経費

支援センターの長の人件費、支援センターの経理を担当する職員の人件費、人件費（支援センター長及び支援センターの経理を担当する職員を除く。）、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、会場借料等

要領別紙 2

高性能林業機械導入推進事業

第 1 趣旨

支援センターが実施する、高性能林業機械レンタル事業の実施に必要な機械を自ら導入する経費に対し助成を行う。

第 2 事業の計画等

1 対象機械

補助の対象とする高性能林業機械は、次のとおりとする。

フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、グラップルソー、フォーク収納型グラップルバケット、ロングリーチグラップル、架線式グラップル、油圧集材機、下刈り作業機、無人航空機（林業用資材の運搬の用に供するものに限る。）

※ 上記の主要機械のほか、高性能林業機械導入推進事業実施要領別表 1 の付表に定めるその他機械も対象とする。

2 補助率

高性能林業機械導入推進事業実施要領別表 1 に定める補助率

（補助対象経費の 2 分の 1、10 分の 4.5、10 分の 4、3 分の 1 以内）

3 補助対象経費

レンタル用高性能林業機械の取得に要する経費

要領別紙 3

林業就労条件整備促進事業

第1 趣旨

林業事業体が雇用する林業就業者等を行う退職金共済制度への加入、蜂アレルギー検査等の就労条件整備に要する費用について、経費の一部を補助することで、職場環境の改善を進め林業就業者の定着と雇用の促進を図る。

第2 事業の内容等

林業就労条件整備促進事業の区分ごとの事業内容、補助対象者及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 林業労働者雇用条件整備事業

(1) 事業内容

林業事業体が雇用する林業就業者を対象に退職金共済制度に加入した経費の3分の1以内の額を補助する。

(2) 林業事業体要件

- ア 意欲と能力のある林業経営者
- イ 育成経営体
- ウ 認定事業主

(3) 補助対象者

第2の1(2)の要件のいずれかを満たす林業事業体のうち、退職金共済に加入する林業事業体とする。

ただし、年間31日以上就労することが見込まれる林業就業者を対象とする。

(4) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(5) 補助対象経費

補助金、振込手数料

2 林業労働者健康増進事業

(1) 事業内容

林業事業体が雇用する林業就業者等を対象に実施する蜂アレルギー検査受診経費、エピネフリン注射器購入経費又は振動病特殊健診受診経費の3分の1以内の額を補助する。

(2) 林業事業体要件

第2の1(2)に同じ

(3) 補助対象者

第2の1(2)の要件のいずれかを満たす林業事業体のうち、蜂アレルギー検査、エピネフリン注射器購入及び振動病特殊健診を実施する林業事業体

ただし、年間31日以上就労することが見込まれる林業就業者を対象とする。

(4) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(5) 補助対象経費

補助金、振込手数料

要領別紙 4 - 1

林業労働災害防止対策事業（林業労働災害防止対策事業）

第1 趣旨

全産業の中で最も労働災害発生率の高い産業である林業の労働安全衛生対策を推進することにより林業の労働災害を防止し、林業の就労環境の改善と担い手の確保・定着を図る。

第2 事業の内容等

林業労働災害防止対策事業のうち、林業労働災害防止対策事業の区分ごとの事業内容及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 ゼロ災推進指導事業

(1) 事業内容

ア 安全巡回指導

林災防長野県支部が実施する、安全巡回指導に係る経費について補助する。

ただし、安全衛生指導員による安全巡回指導は、林業労働安全衛生に関する専門的知識を有する者の中から林災防長野県支部が委嘱した安全衛生指導員により実施する。

イ 重大災害再発防止指導

林災防長野県支部が実施する、重大災害再発防止指導に係る経費について補助する。

ただし、林災防長野県支部は、重大災害の再発防止を図るため、過去に重大災害が発生した事業場等について現地調査等を実施する。また、調査は、安全衛生指導員により実施する。

(2) 補助率

補助対象経費の4分の3以内

(3) 補助対象経費

旅費、謝金、報償費、消耗品費、教材費、通信運搬費等

2 労働安全衛生対策セミナー実施事業

(1) 事業内容

林災防長野県支部が実施する、労働安全衛生対策セミナーの実施に係る経費について補助する。

(2) 補助率

補助対象経費の4分の3以内

(3) 補助対象経費

会場借料、会議費、旅費、謝金、資料費、教材費、消耗品費、通信運搬費等

3 蜂毒災害防止講習会実施事業

(1) 事業内容

林災防長野県支部が実施する、蜂毒災害防止に係る講習会に係る経費について補助する。

(2) 補助率

補助対象経費の4分の3以内

(3) 補助対象経費

会場借料、会議費、旅費、謝金、資料費、教材費、消耗品費、通信運搬費等

4 一人親方等特殊健診受診促進事業

(1) 事業内容

林災防長野県支部が実施する、林業におけるいわゆる一人親方等の振動障害を予防するため、振動障害に係わる特殊健診を実施するに要する経費について補助する。

ただし、特殊健診は、労働者を使用しないで林業の作業を行うことを常態とする者及びその者が行う林業の作業に雇用されことなく従事する者で、振動機械を自ら使用する者を対象とし、「振動工具の取扱い業務に係わる特殊健診の実施手技について」（昭和50年10月20日付け基発第609号労働基準局長通達）に定める項目について、振動障害の健診治療に関する知識及び技術を有する者の中から適当と認められる者に委嘱して実施する。

(2) 補助率

補助対象経費の4分の3以内

(3) 補助対象経費

振動障害特殊健診受診費、会場借料、旅費、資料作成費、消耗品費、通信運搬費等

5 安全管理指導専門家養成事業

(1) 事業内容

林災防長野県支部が実施する、県内の林業経験者のうち知事が適当と認める者を、安全管理指導専門家として養成するに要する経費について補助する。

ただし、養成にあたっては、林災防長野県支部が実施する安全管理指導専門家養成研修を受講させ、当該研修の修了証の写しを知事に送付する。

(2) 補助率

補助対象経費の4分の3以内

(3) 補助対象経費

旅費、養成研修会受講費用、消耗品費、通信運搬費等

要領別紙 4 - 2

林業労働災害防止対策事業（林業安全指導体制強化対策事業）

第1 趣旨

全産業の中で最も労働災害発生率の高い産業である林業の労働安全衛生対策を推進することにより林業の労働災害を防止し、林業の就労環境の改善と担い手の確保・定着を図る。

第2 事業の内容等

林業労働災害防止対策事業のうち、林業安全指導体制強化対策事業の事業内容及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 安全装備導入支援事業

(1) 事業内容

林業事業体が、所属する林業就業者に貸与等する保護衣、衛生装備、緊急通信用装置等を対象に導入した経費の2分の1以内の額を補助する。ただし、林業事業体における上限額は、林業事業体に所属する林業就業者数に一人当たり1万円を乗じた額とする。

ただし、林業事業体に所属する林業就業者とは、年間31日以上就労することが見込まれる林業就業者とし、当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知）の林業作業士（フォレストワーカー）研修受講者ではない者とする。

(2) 林業事業体要件

以下、ア～ウのいずれかに該当し、かつ、エ～カのいずれも満たす林業事業体とする。

ア 意欲と能力のある林業経営者

イ 育成経営体

ウ 認定事業主

エ 補助金の交付申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（従業員名簿等）を整備し、保管していること。

オ 当該年度中に第2の1(1)に規定する補助金の交付を受けている林業事業体ではないこと。

カ 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業体ではないこと。

(3) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(4) 補助対象経費

補助金

(5) 補助対象となる装備・装置

防護衣、保護帽、防音保護具、防振または耐切削手袋、空調服、安全靴、無線機、衛星携帯電話、ハーネス、熱中症・蜂等の予防対策、仮設トイレ等の衛生設備、その他支援センターが認めるもの

保護具等は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知）に規定する安全性能を有するものとする。

なお、中古品、付属品単体、修繕用物品、過度な予備物品、汎用性のある物品、及び前年度中に当該補助金を活用して導入した物品は対象外とする。（熱中症・蜂等の予防対策、仮設トイレ等の衛生設備に必要な物品は除く。）

林業労働災害防止対策事業（安全な林業技能普及事業）

第1 趣旨

全産業の中で最も労働災害発生率の高い産業である林業の労働安全衛生対策を推進することにより林業の労働災害を防止し、林業の就労環境の改善と担い手の確保・定着を図る。

第2 事業の内容等

林業労働災害防止対策事業のうち、安全な林業技能普及事業の事業内容及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 林業技能検定受験支援事業

(1) 事業内容

林業就業者に厚生労働省が所管する林業技能検定の受検手数料を補助した林業事業体に対して、補助した受検手数料の全額又は一部の額を補助する。また、林業事業体と常勤の雇用契約を結んでいない、地域でリーダー役を担う林業士に受検手数料の全額又は一部の額を補助する。ただし、補助は一人当たり2万円を上限とし、上記の林業就業者および林業士の同一受験者への補助は、単年度に1回、3ヶ年度までとする。

(2) 林業事業体の要件

以下、ア～ウの全てを満たす者とする。

ア 補助金の交付申請及び実績報告に必要な書類を整備し、保管していること。

イ 当該年度中に第2の1(1)に規定する補助金の交付を受けている林業事業体ではないこと。

ウ 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業体ではないこと。

(3) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(4) 補助対象経費

補助金

(5) 補助対象となる経費

受検手数料

2 事務経費

(1) 支援センターが行う第2の1の事業に要する事務経費を補助する。ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(2) 補助対象経費、補助率及び上限額

補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 補助対象業務

(ア) 県に対する補助金交付申請等事務手続き

(イ) 事業実施に伴う周知

(ウ) 林業事業体等に対する指導

(エ) 林業事業体等から提出された申請書等の事務処理

(オ) 就職等希望者に対する相談対応

イ 補助対象経費

人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、会場借料、燃料費、使用料等

ウ 補助率

補助対象経費の10分の10以内

- エ 補助上限額
予算の範囲内とする。

信州の森林で働く人材確保推進事業

第1 趣旨

他県から新たに県内の林業に就業する者や他産業から林業に就業する者に対して支援金を支給し、信州の森林で働く人材の確保を図る。

第2 事業の内容等

信州の森林で働く人材確保推進事業の区分ごとの事業内容及び補助対象要件等は次のとおりとする。

1 林業移住支援

(1) 事業内容

支援センターは、以下の第2の1(2)アからエ、及びカに定める要件を満たす就職をした者の申請に基づき、2人以上世帯(第2の1(2)オに定める要件を満たす者に限る。以下同じ。)にあつては最大100万円、単身の世帯にあつては最大60万円の林業移住支援金を移住に要す移転や住宅、生活基盤を整える経費として支給する。この場合において、その世帯が申請年度の属する4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき最大100万円を加算することができる。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等(補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)第2条に規定する補助金等をいう。)の支給の対象となる場合は支給しない。なお、2林業キャリアスタート支援との併給は可能とする。

(2) 要件等

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

この支援金の移住元に関する要件は、別表1の各区分に定めるとおりとする。

イ 移住先に関する要件

長野県内の市町村に転入し、かつ、転入した市町村に住民票をおいていること。

ウ 就業日に関する要件

この支援金の就業日に関する要件は、別表1の各区分に定めるとおりとする。

エ 移住者に関する要件

次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、(ウ)から(キ)の全てに該当すること。

(ア) 就業先が、長野県が移住支援金の対象としてマッチングサイト(U I Jターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領第5の2(1)に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。)に求人が掲載されている林業を主たる業務とする林業事業体に採用されたものであり、採用日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である者。

(イ) 支援センターが次のいずれかの関係人口に該当する者であると認める者。

a 移住先市町村に通学、通勤又は居住をしたことがある者

b 移住先市町村にふるさと納税をしたことがある者

c 移住先市町村で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者

d 移住先市町村で地域活動に参画したことがある者

e 県又は移住先市町村の移住施策に参画したことがある者

f aからeまでに掲げるもののほか、支援センターが特に認める者

(ウ) 林業移住支援金の交付申請が、居住地の市町村への転入後2年以内の期間になされたものである者。

(要領)

- (エ) 長野県内に、林業移住支援金の交付申請日から5年以上継続して居住する意思を有している者。
 - (オ) 就業先に、林業移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している者。
 - (カ) 日本人、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである者。
 - (キ) その他支援センターが林業移住支援金の対象として不適当と認めた者でない者。
- オ 2人以上の世帯に関する要件
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
 - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が、林業移住支援金の交付申請時において同一世帯に属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に転入したこと。
 - (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、林業移住支援金の交付申請時において転入後1年以内であること。
 - (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- カ 就業先に関する要件
第2の1(2)エ(ア)に該当する者の就業先は、次に掲げる(ア)から(ウ)のいずれにも該当し、第2の1(2)エ(イ)に該当する者の就業先は、(ア)から(エ)のいずれにも該当すること。
- (ア) 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める林業事業体でないこと。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、林業移住支援金の交付申請時において当該林業事業体に就業していること。
 - (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (エ) 次のいずれかに該当する林業事業体に就業していること。
 - a 次に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体
 - (a) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
 - (b) 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと。
 - (c) みなし大企業(次のいずれかに該当する法人をいう。)ではないこと。ただし、(b)の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。
 - ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ③資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
 - (d) 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等(NPO法人及び事業協同組合並びに個人事業主及び法人格を持たない団体を含む。)であること。
 - (e) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第

(要領)

64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。

(f) 雇用保険の適用事業主であること。

(g) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(h) 県税の未納がないこと。

b 意欲と能力のある林業経営者

c 育成経営体

d 認定事業主

(3) 林業移住支援金の返還

ア 返還要件

支援センターは、林業移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる返還の区分に応じて、それぞれ次に定める要件に該当する場合には、当該林業移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用林業事業体の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると県及び支援センターが認めた場合、又はその者が引き続き県内に住所を有する場合であって、林業移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内に林業移住支援金の要件を満たす林業移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞した日から3か月以内に林業移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

支援センターは、やむを得ない事情があると認め、返還を請求しないものとする場合は、あらかじめ県に協議し、その承認を得るものとする。

(ア) 全額の返還

a 偽りその他不正の手段により林業移住支援金の交付を受けた場合。

b 林業移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は林業移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合。

(イ) 半額の返還

林業移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は林業移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合。

イ 債権の回収

林業移住支援金に係る債権回収については、支援センターが行うものとする。

ウ 県への補助金返還

返還が生じることとなった林業移住支援金に係る県の補助額については、支援センターが県に返還するものとする。

(4) 継続就業、継続居住の確認

ア 継続就業の確認

(ア) 支援センターは、当該林業移住支援金の受給者に対し、当該林業移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。

(イ) 林業移住支援金の受給者は、当該林業移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを支援センターに提出しなければならない。

イ 継続居住の確認

当該林業移住支援金の受給者は、当該林業移住支援金の交付申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、現住所の確認できる書類を支援センターに提出するものとする。

(5) 林業移住支援金の支給・返還に係る情報共有

支援センターは、林業移住支援金の登録及び交付申請に関する情報、林業移住支援金

の受給者の就業先に関する情報並びに林業移住支援金返還対象者に関する情報を速やかに県へ共有するものとする。

(6) 雑則

この要領に定めるもののほか、林業移住支援事業の実施に必要な事項は、長野県と支援センターが協議して定める。

別表 1

区分	転職者	新規学卒者	左記以外の者
ア 移住元に関する要件	次に掲げるいずれにも該当すること。 (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上県外に在住していたこと。 (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上県外に在住していたこと。 (ウ) U I J ターン就業・創業移住支援事業及び地域課題解決型創業支援事業実施要領（平成31年3月29日付け30 労雇第316号及び30 産経創第189号産業労働部長通知）に基づくU I J ターン就業・創業移住支援事業の対象者でないこと。	次に掲げるいずれにも該当すること。 (ア) 長野県内の林業事業体に就業する前1年以内に、県外の高等学校又は高等教育機関を卒業したこと。 (イ) 高等学校又は高等教育機関在学中に県外に居住していたこと。 (ウ) 住民票や賃貸借契約書等で県外に居住していたことが証明できること。	次に掲げるいずれにも該当すること。 (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上県外に在住していたこと。 (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上県外に在住していたこと。
イ 就業日に関する要件	令和5年4月1日以降に長野県内の林業事業体に就業した者。	令和6年4月1日以降に長野県内の林業事業体に就業した者。	令和7年4月1日以降に長野県内の林業事業体に就業した者。

2 林業キャリアスタート支援

(1) 定義

「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約により、かつ、一週間の所定労働時間が20時間以上勤務の労働者をいう。

(2) 事業内容

支援センターは、第2の2(3)アに該当する者に対して、林業キャリアスタート支援金（以下「支援金」という。）を新たに林業の就業に必要な物品の購入経費として支給する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。なお、信州の森林で働く人材確保推進事業に関して、1 林業移住支援との併給は可能とする。

(3) 要件及び申請手続き等

ア 支給対象者要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する個人に支給するものとする。

- (ア) 林業を主たる業務とする林業事業体へ正社員等として雇用される日前において、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類「02 林業」の業種に就業していないこと。
- (イ) 林業事業体へ正社員等として雇用され、3 か月以上勤務した者。
- (ウ) 雇用された林業事業体において、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - a 第 4 回改訂厚生労働省編職業分類の大分類の「A 管理的職業」又は「C 事務的職業」に従事するもの
 - b 公務員
- (エ) 当該林業事業体に継続して勤務する意思を有する者であること。
- (オ) 外国籍の者にあつては、当該林業事業体において雇用された時点で就労可能かつ更新可能な在留資格を取得している者であること。

イ 支給額等

支給対象者に対して支給する支援金の額は、10 万円とする。

ただし、支給対象者への支援金の支給は一人につき 1 回限りとし、過去に支援金の支給がされた者は再び申請できない。

なお、林業事業体へ正社員等として雇用された日から 1 年以内に限り申請を可とする。

また、新規学卒者については、高等学校又は高等教育機関在学中に、緑の青年就業準備給付金事業（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政経第 98 号）及びこれに類する給付金の給付を受けていた場合は支給しない。

ウ 支援金の不正受給

偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支援金の支給を支援センターから受け、又は受けようとした支給対象者に対しては、当該不正に係る支援金について不支給とするか又は支給を取り消す。

エ 債権の回収

支援センターは、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

オ その他

- (ア) 支給対象者は、支援センター又は県の求めに応じて、雇用事業体が、勤務状況などの情報を提供することに同意するものとする。
- (イ) 支給対象者は、支援センター又は県の実施する検査に協力すること。

3 事務経費

- (1) 支援センターが行う第 2 の 1 から 3 の事業に要する事務経費を補助する。ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）第 2 条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(2) 補助対象経費、補助率及び上限額

補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 補助対象業務

- (ア) 県に対する補助金交付申請等事務手続き
- (イ) 事業実施に伴う周知
- (ウ) 林業事業体等に対する指導

- (エ) 林業事業体等から提出された申請書等の事務処理
- (オ) 就職等希望者に対する相談対応
- イ 補助対象経費
人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、会場借料、燃料費、使用料等
- ウ 補助率
補助対象経費の10分の10以内
- エ 補助上限額
予算の範囲内とする。

要領別紙 6

林業労働力緊急確保対策事業

第1 趣旨

林業事業者が新たに就業者を雇用した場合に支援センターが補助金を交付するとともに雇入れ時に必要な安全教育等の支援を行い、雇用意欲を助長することで、主伐・再造林の推進及び他産業との兼務などの多様な働き方の定着を図る。

第2 事業の内容等

林業労働力緊急確保対策事業の区分ごとの事業内容及び補助対象経費等は次のとおりとする。

1 林業労働力緊急確保対策奨励事業

(1) 定義

ア 「算定基準日」とは、補助金の交付を受けようとする年度が属する当年において、雇用保険の被保険者である林業就業者の人数を算定する日をいう。

イ 「前年基準日」とは、補助金の交付を受けようとする年度が即する当年の前年において、雇用保険の被保険者である林業就業者の人数が最も多い月の末日をいう。

(2) 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業者とする。

ア 次の要件のいずれにも該当する林業就業者を新たに雇用していること。

(ア) 3か月以上継続して雇用した者。

(イ) 1日の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である者。

(ウ) 雇用保険の被保険者である者。

イ 補助金の交付申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳等）を整備し、保管していること。

(3) 補助金の対象者及び補助金の額

補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業者とする。

ア 補助金の対象となる林業就業者は、当該年度が属する当年の1月1日以降に雇用される林業就業者とし、対象人数は、算定基準日における雇用保険被保険者数から、前年基準日の雇用保険被保険者数（前年度に定年退職した者を除いた雇用保険被保険者数）を減じた人数とする。

イ 補助金の額は、補助対象者に支給される賃金及び手当の総額に補助率を乗じて算出した額とする。

(4) 補助対象経費、補助率及び上限額

ア 補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

(ア) 補助対象経費

経費区分	内容
基本給	能力、職種、年齢などを要素に事業者で決めた賃金
時間外割増賃金	残業（時間外労働、休日労働、深夜労働）をした場合に、割増して支払われる賃金
休日労働割増賃金	

深夜労働割増賃金	
通勤手当	通勤にかかる費用として支給される手当
その他手当	家族手当、住宅手当等の属人的な手当

- (イ) 補助率
補助対象経費の2分の1以内
- (ウ) 補助上限額
対象者1人につき36万円
- イ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象としない。
- (ア) 当該年度中に補助金の交付を受けている林業就業者
- (イ) 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業就業者
- (ウ) 当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知）の対象者
- (5) 交付の条件
次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。
- ア 事業終了後5年間、当該事業に係る書類を保存すること。
- イ 事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- 2 中途採用定着促進事業
- (1) 事業内容
- ア 支援センターが実施する中途採用者等の新規就業者等に対する林業基本講座等講習会の開催
- イ 林業事業体が負担する次に掲げる特別教育及び安全衛生教育の受講に要する経費の補助
- (ア) 労働安全衛生規則第36条第8号による伐木等の業務に係る特別教育
- (イ) 労働省労働基準局長通達（平成12年2月16日基発第66号）による刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
- (2) 補助率
補助対象経費の10分の10以内
- (3) 補助対象経費
人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、燃料費、会場借料、委託費、補助金等
- 3 事務経費
- (1) 支援センターが行う第2の1から2の事業に要する事務経費を補助する。ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。
- (2) 補助対象経費、補助率及び上限額
補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。
- ア 補助対象業務
- (ア) 県に対する補助金交付申請等事務手続き
- (イ) 事業実施に伴う周知
- (ウ) 林業事業体等に対する指導
- (エ) 林業事業体等から提出された申請書等の事務処理

(オ) 就職等希望者に対する相談対応

イ 補助対象経費

人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、会場借料、燃料費、使用料等

ウ 補助率

補助対象経費の10分の10以内

エ 補助上限額

予算の範囲内とする。

要領別紙 7

林業労働力活用促進対策事業

第1 趣旨

地域や林業事業体間における事業量の格差の解消に向けて、林業労働力が不足する地域へ労働力を移動する制度を実施するとともに、地域の関係者が主体となった事業地の確保に向けた取組を推進することにより、県内の素材生産量の増加を図る。

第2 事業の内容等

林業労働力活用促進対策事業の区分ごとの事業内容及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 林業労働力マッチング支援事業

(1) 定義

- ア 「マッチング」とは、地域振興局の管轄区域を超え、概ね2週間以上の労働力等の移動を伴う業務をいう。
- イ 「出向元事業体」とは、労働力等を提供する事業体をいう。
- ウ 「受入れ事業体」とは、出向元事業体からの労働力等を受け入れる事業体をいう。
- エ 「マッチング支援団体」とは、出向元事業体及び受入れ事業体の双方の要望を取りまとめ、仲介し、適切な進捗管理を図る者をいう。

(2) 事業内容

マッチング支援団体は、地域を超えた林業労働力の移動等に係る経費について受入れ事業体が負担した場合、別に定める額の2分の1以内の額を補助する。

また、県は、マッチング支援団体が受入れ事業体に補助した移動等経費について補助するとともに、仲介に要する経費を補助する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(3) 要件等

ア 移動経費

- (ア) 受入れ団体が負担するものであること。
- (イ) 機械は、1業務あたり機械ごとに1往復分の経費とする。
ただし、機械に係る経費の単価等は別に定める。
- (ウ) 労働力は、1日1台分の移動を上限とし、業務に要した日数に出向元事業体の事務所から業務地までの往復した距離を乗じて算出する経費とする。また、高速道路料金は出向元事業体事務所の最寄りの料金所から業務地の最寄りの料金所までの実費とする。
ただし、1キロメートル当たりの単価等は別に定める。

イ マッチング経費

マッチング件数1件につき、上限32,800円とする。

(4) 補助率

- 10分の10以内（マッチング支援団体が受入れ事業体に対して補助した経費）
- 2分の1以内（マッチング支援団体が仲介に要する経費）

(5) 補助対象経費

旅費、燃料費、使用料、機械運搬費、技術者給、消耗品費、通信運搬費、補助金等

2 主伐・再造林条件整備事業

(1) 事業内容

県は、林業関係団体が、以下の第2の2(2)に定める要件を満たす者への専門的な見地からの指導・助言、研修会等の開催に要する費用について10分の10以内の額を補助する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(2) 要件等

ア 主伐・再造林の推進に関する活動であること。

イ 団体有林又は林業事業体からの要請に基づく指導・助言・研修会等の活動であること。

ウ 同一の団体有林又は林業事業体への指導・助言は3回を上限とし、補助対象とする技術者数は1回あたり1人とする。

(3) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(4) 補助対象経費

会場借料、会議費、旅費、謝金、技術者給、資料費、教材費、消耗品費、通信運搬費等

多様な林業の担い手確保育成事業

第 1 趣旨

職業としての「林業」の認知度向上により、新規就業につながり得る潜在的な就業希望者の拡大に取り組むとともに、小規模林業事業者に対する人材確保対策を講じることで、林業を支える裾野の担い手となる就業者を確保する。

第 2 事業の内容等

多様な林業の担い手確保育成事業の区分ごとの事業内容及び補助対象経費等は次のとおりとする。

1 新規就業者確保促進支援

(1) 就業準備金

ア 事業内容

支援センターは、以下の第 2 の 1 (1)イに定める要件を満たす林業事業体等の申請に基づき、就業に必要な経費を補助する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）第 2 条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

イ 林業事業体要件

以下の登録及び認定を受けていない林業事業体等に対して補助する。

- (ア) 意欲と能力のある林業経営者
- (イ) 育成経営体
- (ウ) 認定事業主

ウ 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体とする。

- (ア) 次の要件のいずれにも該当する林業就業者を新たに雇用していること。
 - a 雇用保険の被保険者である者
 - b 年間 31 日以上就労することが見込まれる林業就業者
- (イ) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象としない。
 - a 当該年度中に補助金の交付を受けている林業就業者
 - b 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業就業者
 - c 当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 872 号林野庁長官通知）の対象者

エ 補助対象経費、補助率及び上限額

補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

- (ア) 補助対象経費
資機材購入費、教材費、消耗品費等
- (イ) 補助率
補助対象経費の 10 分の 10 以内
- (ウ) 補助上限額
対象者 1 人につき上限額 10 万円

ただし、支給対象者への補助金の支給は一人につき1回限りとし、過去に支援金の支給がされた者は再び申請できない。

オ 交付の条件

次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。

- (ア) 事業終了後5年間、当該事業に係る書類を保存すること。
- (イ) 事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

(2) 兼業及び就業前体験等受入れ支援

ア 事業内容

(ア) 受入れ支援

支援センターは、以下の第2の1(2)イに定める要件を満たす林業事業体が行う、他産業との兼業や福祉との連携活動、林業就業前体験（インターンシップを含む）等の受け入れ（以下「体験活動等」という。）に対して、実施における安全を確保するために必要となる経費について補助する。

(イ) 交通費等支援

支援センターは、以下の第2の1(2)イの（イ）及び（ウ）に定める要件を満たす林業事業体が行う、体験活動等に参加するために体験者が負担する経費について補助する。ただし、シューカツ NAGANO 応援助成金交付要綱に基づく助成金の対象者でないこと。

イ 補助対象者

補助金の交付の対象となる者次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体とする。

- (ア) 他産業との連携等により、林業活動を実施する者。
- (イ) 活動に当たり、安全を指導する者を配置していること。
- (ウ) 前項の規定にかかわらず、当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業体は補助対象としない。

ウ 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

エ 補助対象経費等

この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表2に定めるとおりとする。

オ 交付の条件

次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。

- (ア) 事業終了後5年間、当該事業に係る書類を保存すること。
- (イ) 事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

別表1

補助対象事業	第2の1(2)に掲げる事業で、次に掲げる要件の全てを満たすもの (1) 資本金又は出資金の総額が30億円未満であり、かつ、常時雇用する従業員が1,000人未満である企業等が実施するものであること。 (2) 長野県内の林業事業体で実施するものであること (3) 事業期間の初日が属する年度の2月末日までに終了したものであること。 (4) 1日の体験活動等については、概ね6時間以上の体験活動等を
--------	--

	<p>実施したこと。2日以上の実験活動等については、概ね1日当たり4時間以上の体験活動等を2日以上実施したこと。(この場合において、休憩時間は時間の計算に含むものとする。)</p> <p>(5) 受入れ林業事業体の広報活動(会社説明、現場見学等)又は受入れ林業事業体で体験活動以外の活動(地域の暮らし体験、地域の課題解決に関するワーク、フィールドワーク等)のみの体験活動等でないこと。</p> <p>(6) 体験活動等の提供を目的としたものであること。</p> <p>(7) 労働関係法令を遵守して行われるものであること。</p> <p>(8) 国または地方公共団体の補助を受けているものでないこと。</p> <p>(9) 受入れ林業事業体の採用選考活動(採用のために参加が必須となる活動を含む。)ではなく、受入れ林業事業体の内定者(内々定者を含む。)に対して行われるものでないこと。</p> <p>(10) 第2の1(2)アの事業にあつては、作業等に対価が伴うものであること。</p>
--	---

別表2

	受入れ支援	交通費等支援
(ア) 補助対象経費	<p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体が負担する経費。</p> <p>a 他産業との兼業や福祉との連携により林業活動を実施する者、または、林業就業前体験等により林業体験を実施する者</p> <p>b 活動にあたり、安全を指導する者を配置していること。</p>	<p>次の各号に掲げる経費。</p> <p>a 交通費 居住地と林業就業前体験等を行う事業所等を往復するために必要な公共交通機関に要した経費及び自動車の移動経費(林業就業体験等の実施に宿泊を要するときは、その宿泊先を経由するための経費を含む)</p> <p>b 宿泊費 林業就業前体験等の実施期間(当該機関の前日を含む。ただし、当該初日が4月1日である場合を除く。)に、林業就業前体験等を行う事業所等の近傍において滞在するために要した実費経費(ただし、食費を除く。)</p>
(イ) 補助率	10/10以内	10/10以内
(ウ) 補助金の限度額	安全指導員1人につき33,000円/日とし、同一現場または同一体験者への配置日数は3日を上限とする。安全指導員の配置は受け入れ人数3人につき指導員1人分を上限とする。	<p>体験者1人につき30,000円</p> <p>・交通費：公共交通機関等 実費 自動車 37円/km</p> <p>・宿泊費：5,000円/泊</p>

2 林業認知度向上対策

(1) 事業内容

県は、支援センターが実施する以下の業務に対して補助する。

ア 若年層に対しての職業教育のための広報活動、体験会の開催等

イ 林業のイメージアップのための広報活動等

(2) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(3) 補助対象経費

人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、燃料費、会場借料、インターネットの保守管理等に係る経費、委託費、補助金等

3 安全福利厚生対策事業

(1) 安全福利厚生対策

ア 事業内容

(ア) 林業事業体が、林業就業者に貸与等する保護衣、衛生装備、緊急通信用装置等を対象に導入した経費の2分の1以内の額を補助する。ただし、林業事業体における上限額は、事業体に所属する林業就業者数（事業主を含む）一人当たり1万円を乗じた額とする。

(イ) 林業事業体が林業就業者等を対象に実施する退職金共済制度に加入した経費、蜂アレルギー検査受診経費、エピネフリン注射器購入経費又は振動病特殊健診受診経費の3分の1以内の額を補助する。

イ 林業事業体要件

以下、(ア)～(ウ)のいずれにも該当しない、かつ、(エ)の要件を満たす林業事業体とする。

(ア) 意欲と能力のある林業経営者

(イ) 育成経営体

(ウ) 認定事業主

(エ) 補助金の交付申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（従業員名簿等）を整備し、保管していること。

ウ 要件等

補助金の交付の対象となる者は、以下に該当する林業事業体とする。

(ア) 年間31日以上就労することが見込まれる林業就業者を対象としている者

(イ) 前項の規定にかかわらず、次に該当しないものとする。

a 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業体

b 当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知）の対象者

エ 補助率

補助対象経費の10分の10以内

オ 補助対象経費

(ア) 第2の3(1)ア(ア)の補助対象となる装備・装置は次のとおりとする。

防護衣、保護帽、防音保護具、防振または耐切創手袋、空調服、安全靴、無線機、衛星携帯電話、ハーネス、熱中症・蜂等の予防対策、仮設トイレ等の衛生設備、その他支援センターが認めるもの

防護衣は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知）に規定する安全性能を有するものとする。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

なお、中古品、付属品単体、修繕用物品、過度な予備物品、汎用性のある物品、及び前年度中に当該補助金を活用して導入した物品は対象外とする。（熱中症・蜂等の予防対策、仮設トイレ等の衛生設備に必要な物品は除く。）

(2) 新規参入資格取得支援

ア 事業内容

林業事業者が新たな作業種に参入するために、雇用する林業就業者を対象に資格を取得するために負担した経費の2分の1以内の額を補助する。

イ 林業事業者要件

以下の登録及び認定を受けていない林業事業者等に対して補助する。

ただし、当該補助事業実施年度までの直近3年以内（事業実施年度の前年度から起算して連続する過去3年間）に新たな作業種に参入した者とし、開業届、登記等により新たな作業種に参入したことが証明できる林業事業者とする。

(ア) 意欲と能力のある林業経営者

(イ) 育成経営体

(ウ) 認定事業者

ウ 要件等

補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業者とする。

(ア) 雇用保険の被保険者である者

(イ) 期間の定めのない労働契約又は12月以上の期間の定めのある労働契約により、かつ、一週間の所定労働時間が20時間以上の勤務の労働者

(ウ) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象としない。

a 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業者

b 当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知）の対象者

エ 補助率

補助対象経費の10分の10以内

オ 補助対象経費

車両系建設機械（整地等）運転技能講習、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、荷役運搬機械等はい作業従事者安全教育、機械集材装置運転業務特別教育、車両系建設機械（整地等）運転技能講習、走行集材機械運転業務特別教育、簡易架線集材装置等運転業務特別教育、伐木等機械運転業務特別教育、その他支援センターが認める資格の受講料

3 事務経費

(1) 支援センターが行う第2の1から2の事業に要する事務経費を補助する。ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(2) 補助対象経費、補助率及び上限額

補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 補助対象業務

(ア) 県に対する補助金交付申請等事務手続き

(イ) 事業実施に伴う周知

- (ウ) 林業事業体等に対する指導
- (エ) 林業事業体等から提出された申請書等の事務処理
- (オ) 就職等希望者に対する相談対応
- イ 補助対象経費
人件費、旅費、謝金、広告費、パンフレット作成費、資料作成費、通信運搬費、教材費、消耗品費、会場借料、燃料費、使用料等
- ウ 補助率
補助対象経費の10分の10以内
- エ 補助上限額
予算の範囲内とする。

多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援）

第1 事業の内容等

多様な林業の担い手確保育成事業のうち、林業創業支援における事業内容及び補助対象経費等は次のとおりとする。

1 林業創業支援

(1) 事業内容

県は、以下の第1の1(2)に定める要件を満たす事業主体の申請に基づき、別途定める手続きにより、林業創業支援金を支給する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(2) 事業主体

県内において新たに造林事業を開始する者、林業者等の組織する団体（地域の実情に応じた3名以上の者で組織する団体）又は、林業者等の組織する団体の所属員で知事が認める者

ただし、「新たに造林事業を開始する者」とは当該補助事業実施年度までの直近3年以内（事業実施年度の前年度から起算して連続する過去3年度間）に造林事業（地拵、植付、下刈等）を実施する林業事業体を立ち上げた者とし、開業届、登記等により新たに造林事業を開始したことが証明できる林業事業体とする。

(3) 採択基準

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業実施にあたり必要な資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））を取得している又は取得する予定であること。

イ 毎年安定的に森林の整備（新たに造林事業を開始する者にあつては、植栽、保育）を行う計画があり、かつ将来的にわたり森林の整備を担う意思を有すること。

ウ 林業労働安全衛生に関する研修を事業実施年度内に1回以上開催又は受講すること。

エ 資機材の規模、性能等は、将来にわたり森林の整備を継続していくなど、受益範囲、利用計画の内容等からみて適切なものとする。

オ 林業者等の組織する団体及び林業者等の組織する団体の所属員で知事が認める者にあつては、過去3年連続で本メニューによる補助を受けていないこと。

(4) 補助対象経費、補助率及び補助上限

補助金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 補助対象経費

技術の習得・安全衛生研修費、資機材整備費（レンタル経費を含む）、事業立ち上げの際に必要なサポート等に係る外部委託費等

イ 補助率

補助対象経費の2分の1以内

ウ 補助上限

(ア) 上限額は、1事業体当たり200万円とする。

(イ) 補助回数は、1事業体当たり3回までとする。

ただし、同一年度内における補助回数は1回のみとする。

(5) 交付の条件

次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。

- ア 事業終了後5年間、当該事業に係る書類を保存すること。
- イ 事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

(6) 細則

ア 実施計画

事業実施主体は、将来的に森林経営計画を策定することなどを念頭において、次に掲げる事項等を記載した実施計画書を作成するものとする。

(ア) 事業実施主体の名称および所在地、所属員の氏名、住所

(イ) 事業を行う森林の所在地

(ウ) 事業の実施スケジュール（研修等の名称および内容、資格取得者数や売上額又は素材生産量の見込み等を含む。）

(エ) 計画図

イ 補助対象となる資機材の例

ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵・土留め柵等構築物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信機器（LPWA等）、携帯型GPS機器、林内作業車（500万円未満のもの）、苗木運搬車、任意傷害保険、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外）